			C_{13} ＝ 0.0244
			C_{14} ＝ 0.0240 C_{15} ＝ 0.0252 C_{16} ＝ 0.0252 D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、平成 10 年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額
			E_6 ＝ 0.0035 E_7 ＝ 0.0069
			E_8 ＝ 0.0111 E_9 ＝ 0.0094 E_{10} ＝ 0.0104 E_{11} ＝ 0.0150 E_{12} ＝ 0.0230 E_{13} ＝ 0.0230 E_{14} ＝ 0.0221 E_{15} ＝ 0.0252
			E_{16} ＝ 0.0252
五	社会福祉費	人口	算式 $\frac{\sum_{n=30}^{\text{元}} (B_n \times C_n)}{18{,}000\text{ 円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又

			C_{13} ＝ 0.0240
			C_{14} ＝ 0.0240 C_{15} ＝ 0.0249 C_{16} ＝ 0.0248 D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、平成 10 年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額
			E_7 ＝ 0.0022
			E_8 ＝ 0.0114 E_9 ＝ 0.0094 E_{10} ＝ 0.0104 E_{11} ＝ 0.0088 E_{12} ＝ 0.0092 E_{13} ＝ 0.0230 E_{14} ＝ 0.0221 E_{15} ＝ 0.0249
			E_{16} ＝ 0.0248 F_n　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額 $G_{令2}$ ＝ 0.00149
五	社会福祉費	人口	算式 $\frac{\sum_{n=30}^{令2} (B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令2} (D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令2} (F_n \times G_n)}{19{,}400\text{ 円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又